



冤罪・布川国賠ニュース

第23号 2017.1.19

冤罪・布川国賠

冤罪・布川事件の国家賠償請求訴訟を支援する会 発行

布川国賠勝利に向けて裁判終盤戦を迎えるにあたって 総決起集会のお知らせ

と き 2月5日(日) 14:00~16:00

ばしょ 文京区民センター3C

文書提出命令について決着がつけば、いよいよ、本裁判が証人尋問、結審へ、と進みます。弁護団全員参加で布川国賠のすべてを解説する予定です。ぜひお越しください。

桜井さん、守屋賞受賞

桜井さんが、佐藤 大介 氏（共同通信社記者）とともに、2016年度第4回守屋賞を受賞し、その授賞式が12月18日（日）、LMJ 東京研修センター（東京・水道橋）で行われました。



※守屋賞とは・・・

長年刑事裁判や少年審判に携わってきた元裁判官の守屋克彦氏が資金を提供して創設したNPO法人「刑事・少年司法研究センター」(ERCJ)が、刑事司法、少年司法の実務と理論の発展のために設けた賞で、刑事司法と少年司法の理論活動、実践活動等（教育活動、市民活動を含む）の領域における貢献が顕著であると判断される業績に対して表彰されます。これまで堀川恵子さん、甲山事件の山田悦子さん、周防正行監督、片山徒有さん、「家裁の人」の毛利 甚八さんが受賞されています。



検察・警察の傲慢不遜な態度に 怒り溢れて

12月24日、日比谷図書文化館小ホールで40名を集めて、9か月ぶりに布川国賠裁判についての報告集会が行われました。

まず、谷萩陽一布川弁護団長により、冤罪の国家賠償請求訴訟についての裁判所の判断とその基準がどうなっているのか、どういう点が問題となっているか、時系列的に判例を挙げてわかりやすく解説した講演が行われました。現在の裁判で、冤罪の国賠請求の認定の枠組みとなっているのは、松川事件高裁判決で、「公訴提起の違法性は、起訴時点でのすべての手持ち証拠と入手可能な資料をもとに判断する」というものだそうです。

次に上野格弁護士から、高裁での文書提出命令即時抗告審の攻防についての解説がありました。

地裁で文書提出命令が出た杉山さんのテープについては、送致記録の提出を求めるとともに、再審請求審になって提出された桜井さんの初期供述テープが出された経緯・その記録を追及することで、同様の取り扱いと思われる杉山さんのテープの存在を明らかにしようとしているそうです。

また、ポリグラフ検査用紙については、これまで警察はずっと窓ガラスが破れて流出と主張していましたが、最後になって、泥にまみれた書類を運び出したという陳述書が提出されました。実際それがポリグラフ検査用紙なのか、本当に根本町倉庫にあったのか、確たる証拠はありません。

最後に話した桜井さんは、国賠での勝利を確信している理由として、県警の偽証を既に裁判で認めていること、杉山テープの文書提出命令が出されたこと、即時抗告審の裁判官の、今で

もその送致簿はあるのですかという質問に、検察はあるかどうか答えなかったが、いかに弱腰の裁判所でもこれを許すとは思えないこと、をあげました。



弁護団の先生からは、不合理な主張を堂々とする検察・警察の態度を改めさせるには、アメリカの州で実例があるように、無罪方向の証拠を隠す検察官を罰するしかないのではないかと、その指摘も出て、検察・警察の傲慢不遜な態度、裁判所の甘い姿勢に対して怒りがあふれる集会となりました。

集会後地下プロントで行われた交流会では、例年通り、参加者がそれぞれの立場から自由に発言をし、いつもどおりの和やかなつどいとなりました。NHKで桜井さんを中心に「獄友」という映像が放映される予定の金聖雄監督も参加し、社会問題としての冤罪に特に関心があるわけでもなかった映像に携わる者が引き込まれるように冤罪関係者の映像を続けて取るようになった心境を語りました。

弁護団報告

鑑定意見書を依頼！

弁護団は指宿信成城大学法学部教授に、証拠開示をしなかったことについて国賠法上に違法が認められるか、仮に警察から証拠が送致されていなくとも検察官に国賠法上の違法が認められるかなどの点について法律鑑定意見書を依頼しました。

東京高裁の判断は未だ出ず！

東京高裁で行われている文書提出命令についての即時抗告審の判断は1月19日現在まだ出ていません。

「新年への想い」

桜井昌司

布川事件50周年となる今年は、また面白いことが起こるだろうと思っています。

昨年末に検察と警察が回答した文書については、別に解説されるようですが、これまでの「昭和61年夏の洪水で県警倉庫の窓が壊れて証拠が流出した」とする主張は、あっさりと変更されました。「小池という職員が洪水後に根本町倉庫に行ったところ、布川事件の証拠を保管していた辺りに汚れた段ボール箱があった。箱を開いたが洪水で汚れて、何だか判らなかつた。その後、警察車両が運び出したが、どこへ運んだのか、どうなったのかは判らない」と言うのです。再審裁判当時から「窓が破れて証拠が流出した。何が保管されていたかの文書も含めて無くなっている」と主張していましたが、では、これまで主張していた根拠は、どこの、どのような証拠に基づくものだったというのか。

どうやら茨城県警は「倉庫の窓の修理記録を出せ」と言われて困り、新しい嘘を作り出したようです。以前から「証拠が流出するはずはない」と、私は言ったり書いたりしていましたが、それが正しかったことが証明されました。今度も同じです。「段ボール箱が汚れていた」のは洪水ですから判りますが、箱の中に入れられていた書類も汚れるものでしょうか？どちらにしても、今まで「倉庫の窓が壊れて流れ出た」と主張していたわけですから、その根拠も含めて質すことになります。

検察の回答が、また感動モノでした。

杉山の録音テープの提出を命じられても、頑なに「存在しない」と主張してしまっ



「送致簿などの書類にも記載がないので存在しない」と言うのですが、裁判官が「送致簿等は、今も存在するのか」と聞きましたところ、「送致簿等に記載が無いのだから見せても意味がない。裁判官の質問には回答しない」そうです。

この傲慢さ。たぶん、検察官職にある者の法務省感覚回答なのでしょうが、こんな回答が許され、許して来たからこそ、多くの冤罪が作られるのだし、冤罪者は苦しんでいるのだと、猛烈に腹が立ちました。「問うに落ちず語るに落ちる」、という諺がありますが、この回答などは、その類だと思います。裁判官は「今も存在するのか」と聞いただけです。「送致簿を見せろ」などと言っていません。見せてしまえば、その送致簿等に記載された内容が、これまでに検察が行ってきた証拠隠しの事実を明らかにしてしまうために、検察は過剰反応したのだと思います。

まだ高裁での判断は出ていませんが、嘘の上塗りをする警察の回答、裁判官を小ばかにした検察の回答、きっと私が望む決定が出されるだろうと思っています。ますます勝利の確信を深めています。

昨年は、守屋賞と言う思いがけない名誉を得た年でしたが、今年は春にNHKのEテレで「獄友」と言う番組が放送される予定です。そして秋には、それが映画にもなります。そして、秋には冤罪仲間が集結して、再審における証拠開示の法律を作らせる集会をする計画です。闘いはこれからですし、私の人生も、これからだと思ふ新年です。冤罪撲滅を目指して、今年も頑張ります。

「桜井昌司の言いたい放題！人生って何だ!!」

エフエム西東京(84.2MHz)

毎週木曜深夜 24:30～25:00

※放送後ポッドキャスト(番組ダイジェスト)をネット

公開 <http://syoujisakurai.seesaa.net/>

**この放送も1月26日をもって終了いたします。
長い間ご支援有難うございました。**

★冤罪の責任を問う布川国賠を支援する会の活動にご協力ください！

・年会費 1口1000円/1年

・郵便振替

口座番号 00170-8-485425

口座名 布川国賠を支援する会

・三井住友銀行 高田馬場支店(普通預金)

口座番号 4711084

口座名 布川国賠を支援する会(「カワカバ インスカイ」)

※会員拡大をお願いします！

現在会員数 424名

「再審にあたらしい風を！」

「白鳥決定40周年」記念出版編集委員会

日本評論社 1836円(税込)



冤罪事件を根絶するために！
再審の厚い壁を切り崩すために！
いまなお、後を絶たない冤罪事件。
冤罪被害者の救済には、大きな困難が伴う。
現在の再審裁判に、改めて、白鳥決定、財田川決定の息吹を！
白鳥事件の貴重映像を含むDVD映像付き！

日程経過

10月17日(月)12:00～東京高裁前宣伝、

13:00～東京高裁要請行動

11月14日(月)なくせ冤罪！市民評議会のセミナーと総会

(平和と労働センター3階304,305会議室)

11月26日(土)救援会茨城県本部大会

12月3日(土)白鳥決定40周年出版記念会

(飯田橋 TKC 東京本社ビル2階会議室)

12月18日(日)第4回守屋賞授賞式

12月24日(土)布川国賠報告集会&忘年クリスマス会

2017年1月19日(木)ニュース発送、事務局会議

当面の行動予定

1月29日(日)袴田事件1・29清水集会

2月5日(日)14:00～布川国賠総決起集会

(文京区民センター3C)

★署名をありがとうございます★

署名数 総計13,373筆！

(1月16日現在)

五味洋三 5 救援会北海道本部 27 救援会千葉県本部 73 南紀代子 31 救援会北九州総支部 20 救援会愛知県本部 78 救援会尾北支部 30 救援会大阪府本部 35 救援会川口支部 263 救援会福岡県本部 13 石川珠美 20 救援会相模原支部 520

発行 冤罪・布川事件の国家賠償請求訴訟を支援する会

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場1-26-12 高田馬場ビル505号室

Tel. 03-6278-9796 Fax. 03-6278-9798

E-mail: kwntpl53@ybb.ne.jp

発行責任者 中澤宏